

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書

人類がつくり出した最も残忍な兵器、核兵器による地獄を体験させられた原爆被爆者は、今日まで、みずからの命を削る思いで被爆体験を語り、再び被爆者をつくらないことを願って、核兵器の廃絶と原爆被害に対する国の償いを求めてきた。しかしこの願いは、いまだ実現していない。そればかりか、東京電力福島第一原子力発電所事故によって再び被曝者がつくられ、多くの命が危険にさらされている。

広島・長崎の被爆者は、原爆による熱線、爆風、放射線で殺され、傷つけられた。辛うじて生き延びた人々も、まちじゅうに飛び散る放射線を浴びた。多くの被爆者が無一物になり貧困のどん底に落とされた。そして、今日まで、命、体、心、暮らしに被害を受け続けている。

しかし、「現行法」は、原爆被害を償う法律、国民の命を守る法律にはなっていない。

現行法の問題の第1は、原爆被害を放射線被害、それも初期放射線の被害に限定し、残留放射線、内部被曝を無視していることである。このような法律では、原爆被爆者だけでなく、原発事故等による被曝者も救われない。

その2は、被害に対する償いではなく、高齢化した被爆者に対する援護の法律になっていることである。

その3は、核兵器の廃絶を「究極的廃絶」と表現して、遠い未来の課題としていることである。世界の世論は「核なき世界」に向けて大きく前進している。唯一の被爆国として速やかな核兵器廃絶をうたうべきである。

その4は、戦争被害受忍の立場に立った法律ということである。日本国民は戦争による命、身体、財産の被害は我慢しなければならないとしていることである。

被爆者が求めている原爆被害に対する国の償いとは、原爆被害を起こした責任を明らかにして謝罪すること、原爆によって破壊された、命、体、心、暮らしを償うこと、再び被爆者をつくらないあかしを明らかにすることである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項を要望する。

記

- 1 再び被爆者をつくらないとの決意を込め、原爆被害に対する国の償いと核兵器の廃絶を趣旨とする法の目的を明記すること。
- 2 原爆死没者に償いをする事。
 - (1) 原爆死没者に謝罪し、弔意を表すこと。
 - (2) 原爆死没者の遺族に対して弔慰金あるいは特別給付金を支給すること。
 - (3) 原爆死没者が生きていたあかしとして原爆死没者名を碑に刻むこと。

- (4) 8月6日、9日を原爆死没者追悼の日とし、慰霊・追悼事業を実施すること。
- 3 すべての被爆者に償いをする事。
- (1) 戦争によって原爆被害をもたらした事、原爆被害を放置し、過小に評価してきた事に謝罪すること。
- (2) すべての被爆者に被爆者手当を支給し、障がいを持つ者には加算すること。
- (3) 被爆者の健康管理と治療・療養及び介護のすべてを国の責任で行うこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年6月27日

三鷹市議会議長 白 鳥 孝